省令

○法務省令第十二号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月二十四日

法務大臣　上川　陽子

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法施行規則（昭和六十二年法務省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
第六条　削除	（誓約内容の確認） **第六条**　承認を受けようとする者は、その申請に際し、法務大臣の指名する職員の面前で、第四条第一項第六号から第八号までに掲げる書面を朗読し、誓約の内容を確認しなければならない。
（承認を受けた者の届出義務等） **第九条**　承認を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、法務大臣にその旨を届け出なければならない。 ［一～七　略］ ２　［略］	（承認を受けた者の届出義務等） **第九条**　承認を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、書面により、法務大臣にその旨を届け出なければならない。 ［一～七　同上］ ２　［同上］
第十二条　削除	（指定の申請） **第十二条**　法第十六条第一項の規定による指定（以下「指定」という。）の申請は、指定を受けようとする者が自ら出頭してしなければならない。
（指定を受けた者の届出義務等） **第十五条**　法第十六条第一項第一号の規定による指定を受けた者は、当該指定に係る外国弁護士となる資格を失つた場合は、遅滞なく、法務大臣にその旨を届け出なければならない。 ２　［略］	（指定を受けた者の届出義務等） **第十五条**　法第十六条第一項第一号の規定による指定を受けた者は、当該指定に係る外国弁護士となる資格を失つた場合は、遅滞なく、書面により、法務大臣にその旨を届け出なければならない。 ２　［同上］
（訳文の添付） **第十七条**　法若しくはこの省令の規定により法務大臣に提出する書類又は行政手続法（平成五年法律第八十八号）若しくは法務省聴聞規則（平成六年法務省令第四十七号）の規定により聴聞の主宰者に提出する書類が外国語により作成されているときは、その書類に訳文を添付しなければならない。訳文は、翻訳者がその氏名及び翻訳年月日並びに誠実に翻訳をしたことを誓約する旨を記載したものでなければならない。	（訳文の添付） **第十七条**　法若しくはこの省令の規定により法務大臣に提出する書類又は行政手続法（平成五年法律第八十八号）若しくは法務省聴聞規則（平成六年法務省令第四十七号）の規定により聴聞の主宰者に提出する書類が外国語により作成されているときは、その書類に訳文を添付しなければならない。訳文は、翻訳者がその氏名及び翻訳年月日並びに誠実に翻訳をしたことを誓約する旨を記載し、かつ、署名したものでなければならない。